

石川県立特殊教育学校規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>石川県立特別支援学校規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 石川県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために、必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>(対象障害種、部、科、修業年限及び幼児・生徒数)</p> <p>第二条 特別支援学校の対象障害種、部、科、学科の種類、修業年限及び収容する基準幼児・生徒数(小学部及び中学部を除く。)は、別表のとおりとする。</p> <p>(学年、学期及び休業日)</p> <p>第三条 特別支援学校の学年、学期及び休業日については、石川県立高等学校規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第三号)の規定を準用する。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第八条 特別支援学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、学校栄養職員、事務職員、寄宿舎指導員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>石川県立特殊教育学校規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 石川県立特殊教育学校(以下「特殊教育学校」という。)は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき、それぞれ盲者、ろう者、肢体不自由者、知的障害者又は病弱・虚弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>(部、科、修業年限及び生徒数)</p> <p>第二条 特殊教育学校に置く部、科、学科の種類、修業年限及び収容する基準生徒数(小学部及び中学部を除く。)は、別表のとおりとする。</p> <p>(学年、学期及び休業日)</p> <p>第三条 特殊教育学校の学年、学期及び休業日については、石川県立高等学校規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第三号)の規定を準用する。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第八条 特殊教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、学校栄養職員、事務職員、寄宿舎指導員その他必要な職員を置く。</p> <p>2 (略)</p>